

議 第 1 0 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 1 7 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成 2 7 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加
える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年2月26日条例第7号）

改正後		改正前
(食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)		(食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、<u>必要な配慮</u>が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)